

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）運営に関する協定書

大阪市（以下「市」という。）は令和 7 年 10 月 20 日に新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）運営予定者募集要項（以下「運営予定者募集要項」という。）を公表し、運営予定者募集要項に定められた手続きを経て、[●]（以下「運営予定者」という。）を運営予定者に選定した。

市と運営予定者は、運営予定者募集要項に従い、この協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第 1 条 本協定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備運営にかかる事業の事業者募集及び実施に関し、市及び運営予定者の役割、並びにその他の関連事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「PFI 事業」とは、PFI 法に基づく新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の整備及び管理運営に関する市の事業をいう。
- (2) 「PFI 事業者」とは、PFI 事業を遂行することを目的として落札者により設立され、市と PFI 事業に関する事業契約書を締結する特別目的会社をいう。
- (3) 「PFI 募集要項等」とは、PFI 事業の事業者選定にかかる入札に関する説明書及びその付属書類をいう。
- (4) 「運営予定者提案書」とは、運営予定者が運営予定者募集要項に従って市に提出した提案書類一式をいう。
- (5) 「応募者(整備等)」とは、本施設の設計に当たる者、建設工事に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、その他業務に当たる者の複数の企業で構成され、PFI 事業にかかる入札に応募するグループをいう。
- (6) 「基本協定書」とは、市、構成企業及び運営予定者が締結する基本協定書をいう。
- (7) 「協力企業」とは、落札者のうち構成員以外の者（PFI 事業者に出資しない者）であって、PFI 事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者をいう。
- (8) 「構成員」とは、落札者のうち PFI 事業者に出資し、PFI 事業者から直接業務を受託し又は請け負う者をいう。

(9)「構成企業」とは、応募者（整備等）を構成する構成員と協力企業を総称していう。

(10)「事業契約書」とは、PFI 事業の実施に関して、市と PFI 事業者との間で締結される事業契約書をいう。

(11)「落札者」とは、PFI 事業にかかる入札の落札者をいう。

（運営予定者の位置づけ）

第 3 条 運営予定者は、運営予定者募集要項に記載された新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）を整備する目的・基本方針をはじめ、PFI 事業を実施する民間事業者の募集の考え方等の一切を理解したうえで、応募したことを確認する。

- 2 運営予定者は、PFI 事業の事業者選定手続に関し市を支援し市に協力するため、市と業務委託契約を締結し、落札者が決定されたときは、運営予定者募集要項に従い、落札者とともに市と基本協定書を締結する。基本協定書締結後は、運営予定者募集要項、本協定、PFI 募集要項等及び落札者の提案書類に従い、PFI 事業に参加し、PFI 事業を落札者と共に実施する。

（事業日程）

第 4 条 本協定の締結から PFI 事業の終了までのスケジュールは、概ね次のとおりとする。

本協定の締結	後記日付の日
PFI 事業の公告	令和●年●月
PFI 事業者の選定	令和●年●月
PFI 事業にかかる基本協定書の締結	令和●年●月
事業契約書(仮契約)の締結	令和●年●月
事業契約書(本契約)の締結	令和●年●月
本施設の開館	令和●年●月
PFI 事業の終了	令和●年●月

- 2 前項に記載したもの以外の日程は、市が運営予定者に適宜示すものとし、運営予定者は、市が示した日程に従って、第 6 条に規定する協力、支援等を実施する。

- 3 市は、第 1 項に記載した日程及び前項に従い運営予定者に示した日程について、必要に応じ変更することができる。

- 4 市が前項に従い日程を変更したときは、速やかに変更後の日程を運営予定者に示し、運営予定者はこれに従う。

- 5 運営予定者は、PFI 事業の事業日程が事業契約書に従い変更されることを了解する。

- 6 市は、第 3 項又は第 5 項により第 1 項の日程又は第 2 項で市が示した日程が変

更された場合において、運営予定者に対してかかる変更により本協定に関して運営予定者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(市の役割)

- 第5条 市は、本協定の期間において、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の整備及び管理運営にかかる事業に関し、次の役割を果たすものとする。
- (1) PFI 事業の事業者選定にかかる入札を公告するために必要な実施方針の作成及び公表、並びにその他の必要な庁内手続きを経て、PFI 募集要項等及びその他の関連書類を整えたうえ、入札を公告する。
 - (2) PFI 募集要項等に従い入札手続きを実施し、落札者を選定する。
 - (3) PFI 募集要項等に従い、落札者及び運営予定者と PFI 事業にかかる基本協定書を締結する。
- 2 市は、PFI 事業の事業者選定にかかる入札の条件設定及び PFI 募集要項等の内容の決定において、運営予定者提案書の内容及びその他の運営予定者の要望を尊重する。
- 3 運営予定者は、PFI 事業の事業者選定にかかる入札の条件設定及び PFI 募集要項等の内容の決定において、運営予定者提案書及び運営予定者のその他の要望のうち反映されないものが有り得ることを了解し、また、落札者の選定について異議を申し立てない。

(運営予定者の役割(業務))

- 第6条 運営予定者は、本協定の期間において、市が前条の役割を果たすにあたり、市を支援し協力する。運営予定者は、かかる支援及び協力を行うため、運営予定者募集要項に従い、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）公募手続支援業務委託にかかる業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）を市と締結する。
- 2 業務委託契約における運営予定者の業務の内容は、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）公募手続支援業務委託 仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するほか、市が必要とする支援及び協力とする。
- 3 市が落札者を選定した後は、運営予定者は、次の事項を実施する。なお、実施のスケジュールは第4条及び PFI 募集要項等に定めるとおりとする。
- (1) 落札者とともに市との基本協定書を締結する。基本協定書の内容は PFI 募集要項等に基づく。

(支援、協力の実施体制)

- 第7条 運営予定者は、本協定の締結後速やかに、運営予定者提案書に従い前条第2項の業務を実施する体制を調べ、書面により市に報告するものとする。報告にかかる事項に変更あるときは、速やかに市に変更内容を書面により報告しなければならない。

らない。

(協力等の費用負担)

第 8 条 運営予定者が実施すべき PFI 事業の公募にかかる支援、協力は業務仕様書に記載されているため、運営予定者が実施する当該支援、協力の費用は業務委託契約に定める契約金額に含まれており、市は、当該契約金額以外の対価、報酬、費用の補償、その他一切の金銭的負担を行わない。

(PFI 事業にかかる入札の中止等)

第 9 条 市は、必要と認めるときは、PFI 事業の入札公告を行わず、又はいつでも PFI 事業の入札手続を取りやめることができる。

- 2 市が前項により PFI 事業の入札を行わず又は入札手続を取りやめ、本協定の履行に関して、運営予定者に費用や損害が生じたときでも、市は運営予定者に対して一切の補償、賠償等を行わない。

(秘密保持、PFI 事業応募予定者との接触禁止)

第 10 条 市及び運営予定者は、PFI 事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 市が法令又は大阪市情報公開条例(平成 13 年大阪市条例第 3 号)に基づき開示する情報
 - (7) 市が議会の請求に基づき開示する情報
- 2 市及び運営予定者は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、PFI 事業に関して必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
 - 3 前項の場合において、第三者に秘密情報を開示する当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

- 4 運営予定者から委託等を受けた者及びその者から更に委託を受けた者(以下「受託者等」という。)による第 1 項及び前項の違反は、運営予定者による違反とみなすものとする。
- 5 運営予定者は、業務仕様書で認められる場合及び市が特に認める場合を除き、PFI 事業の応募に関心を有する者及び PFI 事業の入札に資格申請を提出した者(その従業員、コンサルタント等を含む。以下本項で同じ。)と、PFI 事業に関し接触をもってはならない。運営予定者は、PFI 事業の応募に関心を有する者及び PFI 事業の入札に資格申請を提出した者から接触があったときは、その旨を速やかに市に報告するものとする。

(協定の解除、違約金)

- 第 11 条 運営予定者について次に掲げる事由が発生したときは、市は本協定を催告することなく解除することができるものとする。
- (1) 運営予定者の責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能となったとき。
 - (2) 運営予定者にかかる破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について申立てがなされたとき。
 - (3) 運営予定者について、手形取引停止処分がなされたとき。
 - (4) 運営予定者と落札者の協議不調により、PFI 募集要項等に定める期限までに基本協定書が締結されないとき。
 - (5) 業務委託契約が運営予定者の責めに帰すことができる事由により解除され、又はその他運営予定者の責めに帰すことができる事由により業務委託契約が効力を失ったとき。
 - (6) 運営予定者が本協定の解除又は PFI 事業への不参加を申し出たとき。
 - (7) 運営予定者が暴力団(大阪市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 10 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団密接関係者(同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。)となったとき。また、暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者、又はそれらの者の統制下にある者が人事に関与することとなったとき。また、受託者等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、運営予定者に対して、当該受託者等との契約の解除を求め、運営予定者が当該受託者等との契約の解除の求めを拒否したとき。
- 2 前項各号に規定するもののほか、運営予定者が本協定に違反したときにおいて、市が相当の期間を定めて催告しても是正治癒されないときは、市は本協定を解除することができる。
 - 3 本協定が第 1 項又は第 2 項により解除されたときは、運営予定者は違約金として再度運営予定者を公募する費用及び PFI 事業の遅延により市に生じる損害とし

て市が合理的に定める金額を市の請求に従い支払わなければならない。但し、第1項第4号に該当する場合において、落札者との協議不調に関し運営予定者の責めに帰すべき協議不調ではないことを運営予定者が明らかにしたときは、この限りでない。

4 第1項及び第2項の解除は書面でしなければならない。

5 市は、第1項又は第2項により本協定を解除した場合において、運営予定者に対して損害の賠償、補償等の責任を一切負わない。

(不当な取引制限等にかかる損害賠償金)

第12条 運営予定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市に対し、損害賠償金として、業務委託契約に定める契約金額の100分の20に相当する額を、市の指定する期間内に納付しなければならない。本協定が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 運営予定者が、本協定について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) 本協定について、確定した排除措置命令等（運営予定者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、運営予定者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（本協定が、示された場合を除く。）に、本協定が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 運営予定者又は運営予定者の役員若しくは使用人が、本協定について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、運営予定者が本協定について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は運営予定者若しくは運営予定者の役員若しくは使用人が本協定について行った刑法第96条の6に規定する行為により市が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額が

あるときは、市は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

- 3 運営予定者が、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、市は本協定を催告することなく解除することができるものとする。市は、本項により本協定を解除した場合において、運営予定者に対して損害の賠償、補償等の責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡等)

第 13 条 運営予定者は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第 14 条 本協定は、市及び運営予定者の書面による合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から基本協定書締結の日までとする。

- 2 前項にかかわらず、第 9 条により市が PFI 事業の入札公告を行わず又は PFI 事業の入札手続を取りやめたとき、市は運営予定者に書面により通知するものとし、当該通知の発信をもって本協定は終了する。但し、入札の不調により再度の入札公告を行う場合には、市及び運営予定者は本協定の延長について協議するものとする。

- 3 業務委託契約が解除されたとき（運営予定者の帰責事由による場合を除く。）は、本協定も当然に終了する。

(個人情報の取扱)

第 16 条 運営予定者は、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 5 号）を遵守し、本協定の履行に関して知り得た個人情報を適正に取り扱い、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(協 議)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市及び運営予定者は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準 拠 法)

第 18 条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第 19 条 本協定に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及び運営予定者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

大阪市：

[●]

大阪市長

印

[運営予定者法人名]：

[●]

[代表者氏名]

印